



特別支援教育の推進においては、特別支援学級担任の先生方を中心に、日々工夫しながら学級経営や学習指導に取り組んでおられることと思います。今回は、学校訪問の際に先生方とお話しする中で、質問の多かった内容について紹介します。

Q1 「障害」の「が」の表記について、漢字の場合やひらがなの場合がありますが、何かきまりがあるのですか？

A1 鳥取県では平成21年11月28日より障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」と表記することと定められました。

(参考) <http://www.pref.tottori.lg.jp/170984.htm> (鳥取県障がい福祉課ホームページ)

ただし、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある場合については、適用除外とされます。

- 法令等の名称を用いる場合
- 他の機関、大会等の名称等の固有名詞を用いる場合
- 医学用語等の専門用語として用いる場合
- 著作物を引用する場合



Q2 校内の支援体制を整備する上で、参考になる資料はありませんか？

A2 【発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～】

平成29年3月 文部科学省

(参考) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm (文部科学省ホームページ)

以下のような観点(一部紹介)で作成されています。

- 役職ごとの役割や必要な資質
- 進学時等における学校間での情報共有(引継ぎ)の留意事項
- 養護教諭の役割

「校長用」、「通常学級担任用」「特別支援学級担任用」等と、役職ごとに役割等が記載！

具体事例を挙げて、適切な引継ぎの在り方について記載！

個別に話を聞ける状況を活用した情報収集、校内委員会への協力、医療機関との連携等、重要な役割を担うことが記載！

「おとなしく座っているが教科書が同じページのまま動かない」「特定の領域のテストで点数が取れない」といった子供達のサインに気付いていますか？サインを見逃していませんか？

校内委員会の構成員になっておられますか？

個別の教育支援計画等を活用して適切に引き継がれていますか？

Q3 特別な支援が必要な子供たちにとって、各教科等の学習で有効な支援とはどのようなものがあるのですか？

A3 新学習指導要領では、各教科等の解説の中の「障害のある児童への配慮についての事項」に、具体的な支援例が記載されました。

(参考) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm (文部科学省ホームページ)

【支援例(小学校 算数)】

空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

あくまでも一例ですが、子供たちの状況を見取る際の参考にもなると思いますので、御覧ください。

平成29年4月6日付で特別支援教育課から通知されています。

